

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任及び事務長の専決 に関する規程の一部を改正する訓令	経 営 チ ー ム	1 頁
-----	--	-----------	-----

訓 令

教委訓第2号

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任及び事務長の専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成15年5月30日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任及び事務長の専決に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任及び事務長の専決に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

規程の名称を次のとおり改める。

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程

第1条中「校長に委任及び事務長に専決させることに関し」を「校長に委任することに関し」に改める。

第3条を削除する。

第4条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第3条とする。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社